

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 30 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0630 第 7 号
令和 8 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 7 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和8年3月5日保医発0305第6号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-17を次のように改める。
 - (1) NUDT15遺伝子多型は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患（全身性血管炎（顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等）、全身性エリテマトーデス（SLE）、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患）、自己免疫性肝炎の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により測定を行った場合に、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度として算定する。
 - (2) APOE遺伝型は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省が作成する最適使用推進ガイドラインで定められた投与対象となる患者及び投与施設において、当該医薬品の投与の可否、治療方針等を判断することを目的としてリアルタイムPCR法により測定を行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。
- 2 別添1の第2章第13部第1節N002(11)の次に次を加える。
 - (12) p16/Ki-67タンパク二重免疫染色（免疫抗体法）病理診断標本作製は、以下のア及びイのいずれも満たす保険医療機関において、子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）が疑われる患者のうち、予め行われた細胞診でベセスダ分類上LSIL（軽度扁平上皮内病変）と判定された患者に対して、コルポスコピー又は生検の要否を判断することを目的として実施した場合に限り、本区分の「8」p16タンパクの所定点数と「D023 微生物核酸同定・定量検査」の「10」HPV核酸検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
 - ア 婦人科又は産婦人科の経験を5年以上有している医師が配置されていること。
 - イ 当該保険医療機関が婦人科又は産婦人科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

1 別表のⅡの 057 (3) ⑪ウ iii の次に次を加える。

iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。

2 別表のⅡの 133 (23) ③イ i の次に次を加える。

ii 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端のクラウンを血管内で軌道回転させることによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、切削物等を微粒子に粉砕する機能を有するものであること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日保医発0305第6号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D006-16 (略) D006-17 N u d i x h y d r o l a s e 15 (NUD T15) 遺伝子多型 <u>(1)</u> NUD T15 遺伝子多型は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患(全身性血管炎(顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等)、全身性エリテマトーデス(SLE)、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患)、自己免疫性肝炎の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により測定を行った場合に、当</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D006-16 (略) D006-17 N u d i x h y d r o l a s e 15 (NUD T15) 遺伝子多型 NUD T15 遺伝子多型は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患(全身性血管炎(顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等)、全身性エリテマトーデス(SLE)、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患)、自己免疫性肝炎の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により測定を行った場合に、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を</p>

該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度として算定する。

(2) APOE遺伝型は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省が作成する最適使用推進ガイドラインで定められた投与対象となる患者及び投与施設において、当該医薬品の投与の可否、治療方針等を判断することを目的としてリアルタイムPCR法により測定を行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。

D006-18~D025 (略)

第2款 (略)

第2節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

第1節 病理標本作製料

N000~N001 (略)

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)~(11) (略)

(12) p16/Ki-67タンパク二重免疫染色(免疫抗体法)病理診断標本作製は、以下のア及びイのいずれも満たす保険医療機関において、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者のうち、予め行われた細胞診でベセスダ分類上LSIL(軽度扁平上皮内病変)と判定された患者に対して、コルポスコピー又は生検の要否を判断することを目的として実施した場合に限り、本区分の「8」p16タンパクの所定点数と「D023 微生物核酸同定・定量検査」の「10」HPV核酸検出の所定点数を合算した点数を準用して算定す

限度として算定する。

(新設)

D006-18~D025 (略)

第2款 (略)

第2節~第4節 (略)

第4部~第12部 (略)

第13部 病理診断

第1節 病理標本作製料

N000~N001 (略)

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)~(11) (略)

(新設)

る。

ア 婦人科又は産婦人科の経験を5年以上有している
医師が配置されていること。

イ 当該保険医療機関が婦人科又は産婦人科を標榜し
ており、当該診療科において常勤の医師が配置され
ていること。

N003～N005-7 (略)

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)

N003～N005-7 (略)

第2節 (略)

第14部 (略)

第3章 (略)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 骨盤側材料・ライナー・デュアルモビリティ対応型 次のいずれにも該当すること。 ア～イ (略) ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 i～iii (略) <u>iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。</u></p> <p>⑫～⑳ (略)</p> <p>058～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 骨盤側材料・ライナー・デュアルモビリティ対応型 次のいずれにも該当すること。 ア～イ (略) ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 i～iii (略) (新設)</p> <p>⑫～⑳ (略)</p> <p>058～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p>

(1)～(2) (略)

(2) 血管形成用カテーテル

①・② (略)

③ 機能区分の定義

ア (略)

イ 切削吸引型

次のいずれかに該当すること。

i (略)

ii 大腿膝窩動脈の狭窄、再狭窄又は閉塞病変に対して、大腿膝窩動脈に挿入し、カテーテル先端のクラウンを血管内で軌道回転させることによって、固いアテローム塊や狭窄病変を切削するカテーテルであること。また、切削物等を微粒子に粉砕する機能を有するものであること。

iii (略)

(24) (略)

134～244 (略)

III～IX (略)

(1)～(2) (略)

(2) 血管形成用カテーテル

①・② (略)

③ 機能区分の定義

ア (略)

イ 切削吸引型

次のいずれかに該当すること。

i (略)

(新設)

ii (略)

(24) (略)

134～244 (略)

III～IX (略)